

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 6月14日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	換気空調系サービス建屋保安管理室(1階)ファンコイルユニット(A, B)において、排水配管の詰まりが認められたため、当該排水配管を清掃。	G III	
2	その他	福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会による現地調査において、一時立ち入り者(非放射線業務従事者の当社社員)の管理区域入域における個人線量計の未装着が認められたため、当該者の放射線による被ばく線量について、定められた手順で線量評価を行い、問題ないことを確認して管理区域を退域。(線量評価結果は0.00mSvであった。)	G II	